

## 各種予防接種のご案内

各種予防接種費用の一部または全額が助成されます。期限内の接種をお願いいたします。



### ①麻しん・風しん混合予防接種 2期

■予防接種期限 令和4年3月31日

■対象者

幼稚園・保育園年長相当年齢

(平成27年4月2日～平成28年4月1日生)

■助成額

全額

※期間を過ぎた場合、全額自己負担

■持参するもの

予診票・母子健康手帳

### ②二種混合予防接種 (ジフテリア・破傷風)

■対象者

①小学5年生で誕生日を迎えた児童

②小学6年生で未接種の児童

③中学1年生で13歳に満たない未接種の生徒

■助成額

全額

※13歳になってからの接種は、全額自己負担

■持参するもの

予診票・母子健康手帳

### ◎接種機関と該当予防接種

医療機関	①麻しん・風しん	②二種混合	③高齢者用肺炎球菌
桑波田診療所	●		●
相良整形外科			●
東内科小児科クリニック	●	●	●
池田温泉クリニック			●
ふくまる皮フ科クリニック	●	●	●
よしみクリニック	●	●	●
垂水中央病院	●	●	●

◎問い合わせ先：保健課健康増進係 ☎内線 138・164

### ③高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種

■予防接種期限 令和4年3月31日

■対象者

①下記表に該当する年齢の方

年齢	生年月日
65歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生
70歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生
75歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生
80歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生
85歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生
90歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生
95歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日生
100歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日生

②60歳から65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障害、ヒト免疫不全ウイルスによって免疫の機能に日常生活が不可能な程度の障害がある方

※すでに「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある方は対象となりません。

■助成額 3,000円

■持参するもの 身分証明書 (健康保険証等)

※予診票は各医療機関にありますので、必ず予約をしてください。

※①麻しん・風しん混合予防接種2期、②二種混合予防接種(ジフテリア・破傷風)の予診票をなくされた方は、再発行しますので、ご連絡ください。

※高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を市外の医療機関で接種を希望される方は、ご連絡ください。

## 固定資産の縦覧

課税台帳に登録されている自己の所有する土地・家屋価格について、他の土地・家屋価格と比較し、価格が適正か確認することができます。

※台帳には所有者の氏名や住所は記載されません。

■対象者

垂水市の固定資産税の納税者

■場所 税務課固定資産税係

■期間 4月1日(金)～

5月31日(火)

※土日・祝日は除く

■時間 午前8時30分～

午後5時15分

◎問い合わせ先：税務課

固定資産税係 ☎内線 1337

## 保健・福祉

### 住民税非課税世帯等臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活・暮らしへの支援として、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給いたします。

■対象

①基準日(令和3年12月10日)に

世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯

※住民税課税者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

※条件によっては、支給できない場合もあります。

■支給額 1世帯当たり10万円

■支給手続き

①の支給対象者

垂水市より「支給要件確認書」

が順次発送されていますので、必要事項を記入しご返送ください。

②の支給対象者

支給申請が必要となります。

申請書は市役所窓口での交付やHPからダウンロード可能です。

■申請締切

①の支給対象者

「支給要件確認書」の送付後3

カ月以内

②の支給対象者

令和4年9月30日まで

◎問い合わせ先

福祉課援護係 ☎内線 1255

## パブリックコメント、ご意見をお待ちしております！

パブリックコメント制度とは計画や条例など市の政策を作る時に、その内容等を公表し、市民から提出された意見を参考にして意思決定を行う手続です。多くの方からのご意見をお待ちしております。なお、本制度は政策の賛否を問うものではありません。また、集計結果はHP等で公表し、意見提出者への個別回答は行いません。



### 垂水市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) 第3期計画 (素案)

■策定の背景・目的

地方公共団体実行計画における事務事業編は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、地球温暖化対策計画に即して策定することが全ての地方公共団体に義務付けられており、地方公共団体が自ら率先的な取組を行うことにより、地域の事業者・住民の模範となり、事務及び事業における温室効果ガスの排出量を削減することを目的とするものです。

本市においては、「垂水市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)第2期計画」が令和3年度をもって終了することから、令和4年度を始期とする「垂水市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)第3期計画」を策定しようとするものです。

■募集期間

3月1日(火)～3月30日(水)

■案の公表場所

市役所ロビー、牛根・新城両支所、市HP、担当課

■意見提出方法

直接、郵送、FAX、メール、HP専用フォームで投稿

◎お問い合わせ先

生活環境課環境衛生係

☎ 0994-32-1297 FAX: 0994-32-6920

メール: 03-7@po.city.tarumizu.kagoshima.jp